

(事業計画書様式1)

1 公園概要

公園名	今川公園
所在地	旭区今川町96-2
公園面積	83,009㎡
公園種別	地区公園
主な施設	野球場、多目的運動広場(草地広場)、庭球場、ミニバスケット広場 遊具広場、子供の遊び場、健康遊具、管理棟、駐車場
特徴	・丘陵地形を活かして野球場や多目的運動広場が整備され旭区の地区スポーツ公園として位置付けられている。 ・豊かな樹林地の中には親水広場や散策路も整備され、スポーツを楽しみ、豊かな自然に触れられる公園である。
開園日	1992年(平成4年)6月25日

2 指定管理者概要

指定管理者名 : 緑とコミュニティーグループ

構成団体	
代表企業	
1. 藤 造園建設株式会社	横浜市神奈川区三ツ沢中町6-7
2. 生駒造園土木株式会社	横浜市戸塚区小雀町1956-1
3. 株式会社 田澤園	横浜市南区六ッ川4-1234
4. 株式会社 三光ビルサービス社	横浜市中区本町1-3 綜通横浜ビル

・指定管理期間

平成31年4月1日～令和6年3月31日

・現指定管理者管理運営開始日

今川公園 平成26年4月1日～

・他に指定管理者に指定されている公園(市内外問わず)

神の木・台町	都田	玄海田・長坂谷	常盤
金井	岡野	小雀・東俣野中央	谷本

(事業計画書様式2)

1 公園運営の全体的な考え方

①指定管理者としての役割

都市公園は、都市の貴重なオープンスペースとして、潤いと安らぎ、癒しを提供し、美しい景観や生態系の保全、防災活動の拠点など様々な機能を持っています。また、スポーツ、レクリエーション、コミュニティ活動の場として市民の生活を豊かにする役割も持っています。

一方、公園をとりまく社会・経済環境の変化、ニーズの多様化、生物多様性や環境問題への配慮、防災意識やコミュニティ意識の高まりなどにより、公園に求められる機能や役割も大きく変わり、これらの変化や要求に応えるために、質の高い公園管理が求められています。

当団体は、公園のもつ普遍的な存在機能としての価値を守り育みながら、変化していく利用者の利用機能としてのニーズを理解し、それらを市や地域と連携を取りながら公正公平に十分な配慮をした上で、効果的、効率的な公園施設の管理運営に取り組み、公園の持つ価値や機能を高め、公園の魅力を向上させ、地域の、また、利用者の利便性やサービスを向上させると共に、民間のノウハウを活用し、経費の削減や市の負担を軽減させます。

②指定管理者としての公園施設の運営理念

当団体は横浜市の公園の指定管理者としての役割を果たすために、すべての職員が次の運営理念を共有して、公園の管理運営に取り組みます。

- ア) 自然との共生を念頭においた「みどり」豊かな環境づくり
- イ) 施設利用の拡大
- ウ) 法令の遵守(コンプライアンス)
- エ) 公正・公平・公益の重視
- オ) 地域密着企業体としての社会的な貢献

2 本年度の基本的な管理運営方針

公園や周辺地域の特徴を踏まえ、今川公園の管理運営方針を定めます。この管理運営方針にもとづき、質の高い公園管理と魅力ある公園づくりに取り組みます。

当団体は、横浜市内の造園会社を主体としたグループであり、誰よりも横浜市の公園とその地域を愛する気持ちと情熱を持ち、指定管理業務に取り組んできました。

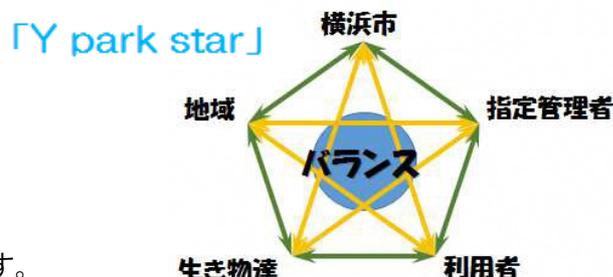
これまでの指定管理業務で培った経験とノウハウを活かして、「オアシスの会※1」や「公園モニター※2」、ボランティアとの絆を更に深め、子供からお年寄りまで多くの人が集い、交流し、楽しんでいただける公園にしていきます。

※1オアシスの会 : 地域住民の誰もが公平に気持ちよく公園を利用し、交流できる公園を目指して当団体が設立した地域との連携、住民参加の場です。

※2公園モニター : 公園に対し誰でも意見が言えるように、日常巡視に一般の方も参加して頂けるシステムで、利用者としての目で見えた意見をいただくために、当団体が独自に設定しています。参加いただく方を「公園モニター」と呼んでいます。

当団体は、上記方針の自己評価をするための指標を設け対応していきます。当団体は、公園の健全な姿として、利用者、地域、生き物たち、横浜市、指定管理者、といった五大利害関係者のバランスが調和していることが大切だと考えています。

当団体は、この5つの利害関係者を結んでできた星を「Y Park Star」(ワイパークスター)と名付け公園で起きる様々な課題に対して、星の形に意識しながら、一つ一つの課題に、「公正・公平」「安全・安心」という当たり前を測る物差しを胸に、誠実に向き合っていきます。



また、以下の方針にしたがって、公園管理運営に取り組みます。

ア) 都市環境および生物生息環境の保全

● 公園内の樹木がイキイキと育つ環境を整えることで、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和を促し、都市環境の改善に寄与します。

イ) 利用者サービス向上に向けた施設管理の取組

● 来園者が安全快適に施設を利用できるように、施設の点検や清掃など、日常管理の充実を図るとともに、公園パンフレットのほか、公園広報誌やホームページを活用し公園のPRに努めます。

ウ)地域コミュニティの強化

●地域密着企業団体として地域住民とのつながりを重視し、公園をコミュニティ活動の拠点と位置付け、市民のための公園づくりを目指します。

エ)経営の安定化

●執行体制や業務内容などに対して評価をし、収支のバランスにおいても効果的、効率的な管理運営に努めます。

(事業計画書様式2)

3 運營業務の実施方針

いつも横浜の公園の空に大きな満点の星「Y Park Star」(ワイパークスター)が輝くように努力を続けていきます。そのために、以下の方針を持って管理運営に取り組みます。

◎ 公園の「個性」を強調し、魅力の向上

今川公園は、豊富な自然環境を活かして、園内の剪定枝などを堆肥化させる、また、樹林地などは一部の樹木を萌芽更新させて、若返りを図るなど「循環」をさせて公園の管理運営を行ってきました。当団体は公園の好循環を促すきっかけとなるようにその効果をきちんと図りながら、様々な「循環」に挑戦していくという「リサイクル」に積極的に取り組んでいる「公園という「個性」(魅力)を伸ばします。

◎ 埋もれた資源の発掘と魅力アップによる、「また来たい！」と思わせる公園づくり

今川公園は敷地の約半分を既存樹林地が占め、谷戸には湧水が流れ、竹林や梅林が残されるなど、昔懐かしい風景や貴重な自然環境が残されていますが、樹木の太木化が進み、公園全体が鬱蒼とした空間となり、林床の植生が貧弱になっているなど、快適な環境が損なわれています。そこで、当団体は、埋もれてしまった自然資源を発掘し、四季折々の移ろいや彩りを楽しめるよう、植栽管理(整理)や林床植生の育成、イベントなどによる公園の魅力の発信などを通じて、「また来たい！」と思わせる公園づくりに取り組みます。

◎ 市民参加による公園づくり、地域住民の交流促進

当団体では、これまでの公園管理の中で、地域の人たちが公園の管理運営に関わることでできる仕組みとして「オアシスの会」を設立し、地域住民や関係者と連携のとれた公園管理に取り組んできました。本公園の管理にあたっては、公園は地域住民みんなの財産であり、皆が等しく気持ちよく利用できる公園を目指して「オアシスの会」の継続と展開を図っていきます。

◎ 市民とともに貴重な自然環境を保全

当団体は、公園の貴重な自然環境と緑を良好な状態で保全し、後世に引き継ぐために、希少生物や生態系に関する情報を収集し、専門家のアドバイスのもとこれらの保護に配慮した維持管理を計画します。そして、維持管理計画をもとに、市民とともに園地の管理に取り組みます。

◎ 自然環境とスポーツ・レクリエーションニーズのバランスをとり、利用促進

当団体は、潜在的なニーズの把握と掘り起こしを通して、子供から大人、高齢者まで様々な世代の方が健康増進や自然との触れ合いを通して元気になれるよう、スポーツ施設や豊かな自然を最大限活用した利用促進に取り組めます。

◎ 生き物も利用者という視点をもった維持管理

公園の利用者は、人だけではありません。もちろん、人の安全や快適性が損なわれてはいけませんが、自然環境が減っている昨今、生き物たち(植物含む)も公園を利用する利用者です。当団体は、生き物の生活にも配慮した管理運営を行い、生き物と共存できる環境作りを目指します。

◎ 横浜市指定管理者の自覚と責任

指定管理者は、横浜市の行政代行者です。指定管理者がする対応は、市がする対応と同じように利用者には捉えられます。それだけに、公平性や公正性、接遇や言動には十分な配慮が必要です。常に誰かに見られており、また、見られていても何の問題もない行動を取り、どんなことにもきちんと説明のできる対応をしなくてはなりません。また、問題やミスが発生した際には、それを隠さず反省し、再発防止をし、同じ過ちを二度と犯さないようにする姿勢で管理運営を行います。

◎ 利用者連携した安全確保や公園管理

「公園モニター」として、公園の日常巡視に利用者が参加して頂けるシステムを導入しています。安全や管理計画について、一方的に押し付ける訳ではなく、広く利用者の意見を聞きながら、柔軟にニーズや利用者目線の問題点に配慮して、管理計画を策定します。

◎ 園路健全化の取組

公園の園路は、園路際の低木が抜けてしまっている箇所が多々あります。その低木が抜けてしまっている場所に原因や状況を分析した上、抜けを補う植栽を行います。また、近道として確立をしまっている箇所などは、市や地域と協議した上で、きちんと通路として整備して、見た目の健全さを取り戻していく、園路の健全化に取り組めます。

◎ 市民への還元と社会的な責任

当団体の全ての構成企業は、「横浜市型地域貢献企業」に認定されています。公園管理費の節減分や収益的自主事業によって得られた利益の一部を施設の充実や修繕にあてて還元するほか、利用者サービスの充実、向上に役立てます。

(事業計画書様式2)

4 人員・組織体制

① 職員育成の考え方

人材の確保と育成は公園管理の質の向上、利用者サービスの向上に寄与するものとして、継続的に実施して充実を図ります。

人材育成にあたっては、安全管理、接遇をはじめとした様々な業務を遂行できるよう、定期的な研修などを通じて職員のレベルアップ(マルチスタッフ化)を図るとともに、業務を通じた指導と学習により職員の技術・技能の向上、意識の統一を図ります。また、他団体による公園管理運営の事例についての視察や研修を行い、より良い管理運営を目指します。

資格の取得にあたっては、公園の管理業務に求められる資格(公園管理運営士、造園技能士、各種機械等作業資格など)の取得を奨励し、職員が専門知識・技術を習得できるよう、積極的に研修を行います。

当団体は、全本部職員を招集した定例会議を月1回行い、情報交換、相互連携、資材共有などの調整を行い情報共有や対応の均質化を図ります(本部定例)。また、公園事務所でも全公園事務所職員を招集した定例会議を月1回行い、本部定例の決定事項や公園内の情報交換、苦情要望事例や対応方針、研修などを行い、職員全体のスキルアップやコミュニケーションを図ります。

② 人員配置の考え方

構成団体の中核となる企業に設置する公園管理本部と現場にある公園管理事務所で役割を分担して今川公園の管理運営を進めます。公園管理本部は、当団体が公園運営管理を担当する全ての公園の公園管理事務所を統括する専門の部署として、現場の作業の実施状況などの報告を受けるほか、監督指導、執行管理、職員研修の実施、各種マニュアル整備などを行います。

施設長は、公園管理本部職員で指定管理業務を1年以上の実務経験があり、公園管理の全般にわたり豊富な知識と実績、リーダーシップのある者を配置します。副施設長は、構成団体に直接雇用された正社員もしくは、パート職員で公園管理の実務経験が6ヶ月以上の者を配置します。基本体制として通常7名を配置し、公園管理責任者の休業日及び繁忙期は、6名～10名の配置を行います。

令和2年度人員配置表

役職	担当業務	人数
公園管理責任者 (施設長)	公園管理全般のほか、地域や関係機関との調整、報告書の作成等、指導監督的な管理業務を行い、苦情等の問題発生時には公園の代表者として対応に当たります。	1 名
技術職員 (副施設長)	公園管理責任者の不在時に公園管理責任者の代理として働くほか、公園管理全般の業務に従事します。	5 ～ 8 名
作業職員	日常的な公園管理業務	
受付・ナイトスタッフ	有料施設の受付、問合せ等の対応	1 ・ 1 名

令和2年度 勤務体制表(例)

予定シフト表	件名: 指定管理者<今川公園>管理																														令和2年4月				
	第一					第二					第三					第四					A	B	D	C	計										
	1水	2木	3金	4土	5日	6月	7火	8水	9木	10金	11土	12日	13月	14火	15水	16木	17金	18土	19日	20月	21火	22水	23木	24金	25土	26日	27月	28火	29水	30木					
施設長	★	★	★	★		★	★	★	★	★			★	★	★	★	★		★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	0	0			0
副施設長	A	A				A	A		A	A	A	B					B			A	B			A	A	A		A			11	3			14
副施設長		A	B				A	A	A		A	B				A	B			A	A			A	A	A		A			10	4			14
副施設長			A	A			A	A		A	A		A	B			A	B		A	A		A	B	A	A	A	B			11	4			15
副施設長	A	A		A		A	B		A	B	A		A		A		A		A	A		A	B		A		A			10	3			13	
副施設長		B		A	A	A	A		A	A	B	A		A		A		A		A	A		A		A		A			10	2			12	
作業スタッフ	A			A	B				A	A					A			A	B				A	A	A	A	A			10	2			12	
作業スタッフ		A	A			A	A		A	A	A	A	B	A		A	A			A			A				B			10	2			12	
作業スタッフ	A	A			A		B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		A		B	A		A		A				11	2			13	
作業スタッフ	B		A			A	A		A	A		A	A	A	A	A	A		A		A	A	B	A						11	1			12	
作業スタッフ		A	B			A	A		A	A	A	A	A	A	A	A	A		B	A		A	A		A		A			11	2			13	
作業スタッフ		A		B		A	A		A	A		A	B	A		A	A		A	A		A		A		A		A		11	2			13	
作業スタッフ			A	A	A	B	A			A		A	A	A	A	A	A		A	A			B		A					11	2			13	
受付スタッフ(ナイト)	■			■		■			■			■	■		■		■		■		■		■		■		■					11		11	
受付スタッフ		■		■		■			■			■	■		■		■		■		■		■		■		■					10		10	
受付スタッフ(ナイト)			■		■		■		■			■	■		■		■		■		■		■		■		■					11		11	
受付スタッフ	●			●			●		●			●	●		●		●		●		●		●		●		●							9	9
受付スタッフ		●			●		●		●			●	●		●		●		●		●		●		●		●							8	8
受付スタッフ			●		●		●		●			●	●		●		●		●		●		●		●		●							8	8
受付スタッフ			●		●		●		●			●	●		●		●		●		●		●		●		●							8	8
備考													定例																						

・A 勤務 8:00~17:00 ・B 勤務(運番) 8:00~17:30 ・受付 8:30~17:30 ・C ナイター 17:00~21:30 D 定例日 15:00~17:00

(事業計画書様式2)

5 市民サービスの向上や公園の魅力向上・利用促進

①自主事業を含めた提案事業の方向性と狙い

当団体は、公平・公正に利用者の声を把握して管理運営に反映するとともに、誰もが安心して安全、快適に利用できる環境とプログラムを提供して、利用者サービスの向上と利用促進を図ります。

当団体は、公園の利用促進案を提案する上で、これまでの指定管理運営で培った経験から、公園の実際の特性やニーズを分析し、もともと公園が持っている「個性(魅力)」をさらに引き出す為に、当団体が公園管理運営をしていく上での指針として、テーマを設定しました。「個性」を伸ばすことで、より利用者の皆様のニーズに応え、さらに親近感や興味を持っていただくことができます。

★今川公園のテーマ「好循環公園」

→「リサイクルに積極的に取り組んでいる」公園という個性(魅力)を伸ばします。

②市民サービス向上取組の考え方

当団体は、これまでも様々な自主事業を展開してきました。その上で、公園毎に地域のニーズの調査や利用者の意見・要望について収集し、実施に当たっては、規則・法令・条例等の精査の上、公正・公平な事業を安全に実施するために、利用者指導や安全管理を行ってまいりました。その経験と実績を活かして様々な具体的で実践可能な自主事業を提案いたします。

提供するサービスの内容・目的によって、自主事業(利用促進策)を行うことを提案します。※今年度予定自主事業は様式5を参照。

③利用促進の取組、利用者支援等の取組について

公園の管理運営を進める上で、市民協働及び市民主体の活動は、地域に根ざした公園づくり、地域団体・地域住民間の連携と交流、地域の賑わいや活性化などを図る上で欠かせない取組であると考えます。当団体は、「公の施設である公園は市民共有の財産・空間である」という認識に立ち、一定のルールのもと市民協働及び市民主体の活動の活性化や支援に寄与する取組を提案します。

支援の際はその活動が公園条例に反しておらず、横浜市及び当団体の公園管理運営方針を理解しているかなどを精査した上で、知的支援、物的支援、環境支援、金銭支援などを行います。

④指定管理者が課題に感じている公園運営改善策

今川公園では、野球場やテニスコート、草地広場の利用が重なると公園外の路上駐車が多く見受けられます。公園利用者の路上駐車を防ぐために有料施設受付時の口頭注意やチラシ、ポスターの配布を行い注意喚起を行っていきます。また、定期的な園内放送を行い、路上駐車に対してのマナー向上放送を行うことで利用者の意識を改革していきます。また、悪質な路上駐車に対しては地元警察と連携を図り対応を行っていきます。

⑤広報やパブリシティー取組の考え方

広報は手段や媒体によって、目にする年代や利用者層が変わってきます。公園施設やイベント開催情報などをできるだけ多くの方に知っていただくため、利用者層や年代に合わせた様々な媒体を活用して広報に努めることにより、利用者数の上昇につなげていきます。

イベントポスターなどを作成する際は、当団体公式キャラクター「きりかぶ君」を活用し、利用者の目にとまりやすく、親しみやすいシンボルとなるよう展開します。



きりかぶくん

⑥利用者ニーズ把握取組の考え方

公園は様々な年代の利用者が集うため、利用形態もそれぞれとなっています。そのため水準通りに管理を行っていても、ある人にとっては利用しやすい環境であっても、ある人にとっては不便を感じているかもしれません。公園をすべての利用者が公正・公平に利用していただくためには多方面からの意見の聞き取りを行い、それを反映させる必要があります。

そこで、当団体と地域関係機関が協働で公園の質や安全性を向上させるため、話し合いや活動を行う場の創出として「オアシスの会」を立ち上げています。

また、イベント時などには公園全体の総合アンケートをとり、利用者ニーズの把握に努めています。日常的には受付窓口意見箱を設置しており、意見箱に寄せられた意見にはお返事を書いて、利用者の方とのコミュニケーションツールの1つとして、活用しています。

(事業計画書様式3)

1 公園維持管理業務の全体的な考え方

今川公園は丘陵地形を活かして運動施設や広場、園路が整備された公園であり、平坦な場所が限られています。また、斜面地の樹林は大きく生長し、鬱蒼とした状態になっています。

開園から約26年経過しており、現在確認されている施設の不具合だけでなく、今後も老朽化が懸念されるため、今後の経年変化と長寿命化を踏まえた管理が課題となっています。

これらの特徴と、「公園及び公園施設共通管理業務仕様書」や「今川公園特記仕様書」、「維持管理基本水準書」を踏まえ、これまでに培った経験を活かし、以下の方針に従って維持管理を行います。

□ 巡視・点検の徹底による安全確保

園内の施設ごとの特徴を踏まえた毎日の日常巡視・日常点検に加え、施設に応じた有資格者・講習修了者による定期点検を行い、異常の早期発見と状況に応じた補修・危険表示対応を行います。

□ 安全・快適で美しい利用環境の創造

公園は様々な年代・性別の利用者が訪れる場所であるため、いつでも快適に利用できるように日常清掃や状況に応じた臨時清掃を行います。

また、維持管理作業にあたっては、公共の施設としての美観を保ちつつ、都市の貴重な緑地として動植物の生息場所を残すため、修景性・生物多様性に配慮した管理を行うとともに、園内の状況に応じた作業時の安全対策を実施します。

□ 軽微な段階での修繕による長寿命化

施設の修繕時には、軽微な段階での補修を行い、修繕費用の削減と施設の長寿命化に努めます。

2 公園施設の維持管理について

公園には管理棟などの建築物、ベンチや柵などの工作物、運動広場などの有料施設といった様々な種類、用途の施設があります。当団体は今までの経験を生かし、それぞれの特徴、状態に応じた管理を行います。

また、公園内の排水、給水設備などの施設に関しては、図面とリンクした台帳の整備に取り組み、施設の管理に努めます。

□ 建築物・施設の維持管理

◇ 管理棟

利用者が施設の受付や更衣室、トイレの利用などで訪れるため、点検、清掃などの日常管理を徹底し清潔な状態を維持します。

なお、レストハウス内には季節に応じた飾り付けや、クラフト教室などで作る小物や遊び道具などを展示することで、室内の美観向上を行います。

また、屋根に飛散した落ち葉による排水管の詰まりを防止するため、落葉期には屋根の清掃に留意します。

◇ トイレ棟

本公園のトイレは常に清潔に保たれていることで知られ、多くの利用があります。今後も、常に気持ちよく、快適に利用いただけるように、日常の清掃の他、巡視などで通りかかった際には状況を確認し、汚れを発見した際には直ちに清掃を実施します。

また、団体来園時やイベントなどの繁忙期にはトイレトペーパーの補充を多くするなど、利用動向に応じたきめ細やかな対応を図ります。

なお、野球場脇と憩いの小広場脇のトイレ棟では、冬季に水道の凍結による使用不能が発生するため、朝の清掃時に確認を行い、状況に応じて掲示を行います。

◇ 運動広場

快適な利用環境を維持するため、随時不陸整正を行います。

また、強風時には土埃が舞い上がるため、適宜散水を行い、防塵に努めます。

◇ 庭球場

毎朝、利用開始前に清掃と点検を行い、利用時の安全性を確保します。整備日には、清掃に加え珪砂の敷均しを行うとともに、珪砂の量が少なければ、随時珪砂の補充を行い、利用に支障がないようにします。

(事業計画書様式3)

3 園地管理について

当団体は造園会社を主体としており、植栽管理について誰よりも熱い想いと技術を持っています。これまでの経験と技術を活かし、生物多様性、環境への配慮を図ると共に、公共施設としてふさわしい美観を維持し、利用者を楽しんでいただけるよう、造園会社ならではの視点を持って管理を行います。また、公園内の植栽、施設の維持管理作業において、事故防止をはかり利用者及び作業者の安全を守るために、「労働基準法」、「労働安全衛生法」等に則り作業を行います。

□ 植栽管理の基本方針

◇ 園内の安全確保

巡視時に発見した枯枝や、台風接近や強風が予測される際に枝折れや倒木の恐れのある樹木等の早期発見と除去作業を日常的に行い、園内の安全確保に努めます。

◇ 公園の特性に応じた管理水準の設定

「維持管理基本水準書」に記載されている各ゾーンの特性や求められる機能をもとに、周辺住民や利用者からの苦情、要望を加味した管理水準(管理内容、頻度、目標樹形等)を定め、公共施設としてふさわしい美観と安全性に留意した植栽管理を行います。

◇ 環境に配慮した管理

維持管理作業にあたっては、農薬の使用を避けるほか、落ち葉の堆肥化や剪定枝を利用した粗朶垣の設置などにより、廃棄物の削減、環境負荷の軽減を図ります。

また、草刈時には刈高の調節や、同一区域でも草刈の時期をずらし昆虫類の生息場所を確保するなど、生物多様性に配慮した維持管理を行います。

なお、特定外来植物を発見した場合は、除去対策を講じるとともに、希少植物を確認した場合は職員間での周知などを行い保護するなど、地域生態系にも配慮した管理を行います。

4 事故防止の取組、過去に発生した事故の改善策

作業時の安全対策として、カラーコーンや作業看板による作業範囲の明示といった利用者への安全配慮や、ヘルメットなどの防護用品着用による作業者の安全確保といった基本的な対策と共に、作業に関わる危険要素に関して事例や対策についてを学ぶ「安全管理研修」、作業で使用する機械の使用手法や注意点、整備方法などを学ぶ「機械、電動工具などの取扱い研修」、作業前に作業内容の確認を行い、作業手順や注意事項などの情報を共有する「KY(危険予知)活動」など、様々な対策を実施します。

また、遊具等の利用時の事故を防止するため、「横浜市公園施設点検マニュアル」を元にした日常巡視時の点検研修を職員に行い、異常の早期発見・対応に努めるとともに、怪我の原因となるような危険な利用方法をしている利用者には、発見次第声掛けを行います。

□ 具体的な事故防止の取り組み例

◇ 管理作業マニュアルの作成と周知

月に1度、公園管理事務所で行う定例会議時に、作業内容や手順をまとめた作業マニュアルの読み合わせを実施し、作業時の注意点などを共有します。

◇ 安全管理研修

熱中症などの作業に関わる危険要素に関して、事例や対策についての研修を実施します。

◇ 機械、電動工具などの取扱い研修

作業で使用する機械の使用手法や注意点、整備方法などの研修を実施します。

なお、刈払機などの安全衛生教育や特別教育を必要とする機械に関しては、労働安全衛生法に基づいた内容の研修を行い、修了者には当団体独自の講習終了証を発行しています。

◇ KY(危険予知)活動

作業前に作業内容の確認を行い、作業手順や注意事項などの情報共有を行います。

◇ 作業エリアの安全確保対策

園内の利用状況に配慮して作業時間帯を検討するとともに、カラーコーンや作業看板による作業範囲の明示、必要に応じて誘導路の設置や誘導員の配置を行います。

◇ 防護用品の着用

ヘルメットや防災面、安全帯、横滑り防止のスパイクなどの維持管理作業に関する防護用品を公園に常備し、必要作業時には装着を行い、作業者の安全を確保します。

◇ 熱中症対策

夏季には、公園管理事務所職員へ当団体で作成した「熱中症予防シート」の記入を促し、自身の体調を客観的に認識させるとともに、こまめな水分補給を行うよう注意喚起を行います。

◇ 有害生物対策

ハチなどの駆除スプレーや毒吸引用のポイズンリムーバー、チャドクガなどによる炎症軽減のための軟膏薬など、駆除剤や応急処置品を常備します。

5 清掃、修繕、施設設備改修

清掃については、巡視時に園内のゴミの回収、工作物の清掃を行うとともに、レストハウスやトイレの日常清掃を公園管理事務所職員によって実施します。清潔に気持ち良く利用していただけるよう、「おもてなしの心」を持って清掃します。巡視時以外でも汚れを発見した際は、随時清掃を行います。

また、公園施設や備品は、経年劣化や悪戯など、様々な要因により不具合が発生し、修繕が必要となります。巡視点検を徹底することで、軽微な段階での不具合の発見、修繕を行い、修繕費用の削減と施設や備品の長寿命化を図ります。不具合発生時には、不具合内容や一次処置、希望する処置内容などについて記載する「不具合報告書」と実際の処置内容、費用をまとめた「不具合処置報告書」を作成します。これらの記録を残すことで修繕費用の予算計上の参考にするるとともに、設備や備品の変更経緯を遡れるようにしてきました。今後も同様の方法で修繕処置を行っていきます。

◎ 巡視・点検・清掃

誰もが安全、快適に利用できるよう、特徴を踏まえた巡視点検清掃を行い、発見した異常については日報に記録するとともに、安全確保や修繕対応、状況に応じて市の担当者へ報告します。

◇ 清掃方法

・ 日常清掃

巡視時に園内のゴミの回収、工作物の清掃を行うとともに、レストハウスやトイレの日常清掃を日常巡視前後に職員によって実施します。清潔に利用していただけるよう「おもてなしの心」を持って清掃するとともに、巡視時などで汚れを発見した際は、随時清掃を行います。

・ 定期清掃

月に1度、日常清掃の内容に加え、管理棟の窓拭きなど、日常清掃だけでは手の回りにくい部分を加えた定期清掃を行います。

・ 臨時清掃

台風や豪雨により、土砂の流出や枝折れが発生した場合、また、大規模なイベントの前後には、臨時清掃を実施し、ゴミの散乱防止と、快適な利用環境の維持に努めます。

◎ 修繕・施設設備改修

公園施設や備品は、経年劣化や悪戯など、様々な要因により不具合が発生し、修繕が必要となります。当団体では以下の方針と対応方法に基づいて修繕を行います。

□ 修繕の基本方針

◇ 不具合の早期発見による長寿命化

巡視点検を徹底することで、軽微な段階での不具合の発見、修繕を行い、修繕費用の削減と施設や備品の長寿命化を図ります。

◇ 計画的な修繕

経年変化に伴う施設の老朽化や備品の消耗などが課題となっているため、指定管理者が修繕対応すべきものについては、設置時期に基づいた部品交換などの計画的な修繕に取り組めます。

◇ 指定管理者が対応できない場合の迅速な報告

将来的に指定管理者が対応しきれない大規模な修繕が必要と予想される場合は、劣化が軽微な段階でも随時横浜市へ報告を行い、横浜市が修繕計画を立てやすいよう協力をを行います。

◇ 迅速な対応による快適な環境の維持

常に清潔で整頓された状態を維持する事で不法行為や悪戯を減らすという考え方のもと、不具合発生時には迅速な対応を行う事で防犯に努め、安心して利用できる環境を維持します。

(事業計画書様式4)

1 緊急時の対応、緊急時マニュアルの活用、各区防災計画との連動などについて

緊急時には、迅速かつ適切な対応がとれるよう以下のような体制をとります。

①業務時間外の体制

夜間、祝祭日等の業務時間外における防犯対策として、公園管理事務所には機械警備システムを導入しています。また、市や警察、警備会社等からの緊急連絡先は公園管理責任者およびエリア所長、総轄責任者を窓口とし、緊急の連絡があった場合には内容に応じた対応を迅速に実行します。

②緊急時の体制

各種の気象警報の発令、震度5強以上の地震発生時には「緊急時配備体制表」に基づき、業務時間の内外を問わず、公園管理本部もしくは関連機関に対策本部を設置し、関係職員を招集します。

対策本部は、各種情報の収集と公園管理責任者に対して情報の提供及び指示を行い、横浜市や関係機関との情報伝達・共有など適切に対応します。

■緊急時配備体制表

基準	体制	人員	形態	対応
警報 発令時	「待機」	本部職員	本部待機 担当公園事務所 または自宅待機	スタッフへの指示 (待機、巡回、解除等) 関係機関への連絡 横浜市への報告
		パート職員	公園事務所待機 または自宅待機	巡回、応急処置等の実施 公園の状況確認 本部への報告
震度5強以上の地震 発生時	「自動参集」	本部職員	本部もしくは 担当公園事務所へ参集	公園の状況確認 関係機関への連絡 横浜市への報告
		パート職員	公園事務所へ参集	巡回、応急処置等の実施 公園の状況確認

台風や地震、火事といった災害発生時の被害を最小限に抑えるため、施設点検や整備に力を注ぐ他、マニュアルや緊急連絡体制の策定、自治会等との合同防災訓練を実施して、緊急時に備えます。

○災害を未然に防ぐための対策

被害が起きる可能性を記した「ハザードマップ」と、過去に公園内で起きた風水害情報をまとめた「重点管理箇所マップ」に基づいた点検を台風前に実施し、災害時の被害を最小限に抑えます。

○緊急時マニュアルの活用と各区防災計画との連動

災害発生時には誰もが混乱に陥ってしまいますが、そのような場合でも公園管理者には冷静な対応が求められます。特に今川公園は飛行場外離着陸場に指定されているため、消防局と連携した対応が必要となります。また、「横浜市防災計画」、「旭区防災計画」及び当団体が策定した「災害対応マニュアル」に基づいた研修や、災害時も事業継続を確実にするために策定する「事業継続計画(BCP)」に沿った研修を行い、頭と体に対応策を刻みつけます。特に近年発生する可能性が高いと言われている大地震に対する備えは重要で、現場職員との災害時協定(震度5強以上の地震発生時の自動参集、勤務時間外協力等)の締結や、災害ベンダー自動販売機などの導入の他、対応に当たる職員の非常食等の備蓄を行います。

被災者を救護するための心肺蘇生法やAEDの使い方の研修は、当団体職員だけではなく利用者も一緒に学べる「救命勉強会イベント」として行います。その他にも各自治会などと協働で防災訓練を行い災害に強いまちづくりを地域と共に目指しています。

2 災害対応について

①災害発生時の対応

災害発生時には利用者の安全を第一に考え、地域と連携して避難誘導、救命救護、被害の確認等を行います。公園内の資機材や職員で対応できる被害の応急復旧は迅速に行い、被害が大きく対応が難しい場合は二次被害を防ぐため、立入禁止処置や迂回路の設定を行います。日中の発災時は出勤している職員が対応に当たり、その後参集してきた職員と交代をしながら対応を継続します。夜間の発災時は早急な対応が行えるよう、徒歩参集が可能な近距離居住者の雇用を行います。

②利用者への安全対策

園地では様々な災害や、事故の発生が考えられます。それらから利用者の安全を守るため、迅速かつ確かな対応ができるよう、各種対応マニュアルの整備を行っています。その他にハザードマップを掲示することにより公園内で想定される危険に関する情報の提供や、地域の関係機関などから発信される危険に対する情報の収集および利用者への情報提供を行います。万が一の事故には指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、対応します。

3 犯罪や路上駐車などの不法行為について

公園を安心して利用していただくための防犯面での対応として、犯罪に巻き込まれやすい子供や女性が危険を感じることなく、楽しく安全に過ごせる公園づくりに努めるため、普段から利用者とは積極的に交流を持ち、あいさつを交し合う環境を作ることで、不審者が入り込みにくい環境を構築します。万が一不審者情報を入手した際は巡回を強化し、不審者の早期発見に努めます。また、不審者から子供を守る対策として今宿南小学校から「こども110番の家」の指定を受け、地域や近隣の小学校と連携して、弱者である児童の事件・事故の防止につなげます。

また、管理者が不在で目が届きにくい夜間の安全対策は、隣接居住者(公園モニター)の協力による監視や、夜間パトロールを行うことで対応します。

当団体は指定管理者として、巡視の強化や周知等を行い、犯罪や不法行為を未然に防ぐ対策を講じると共に、他の利用者に危険や迷惑を及ぼす行為を発見した際は、「毅然とした姿勢」で啓発・指導を行います。

また、主だった不法行為や禁止行為等への対応は、以下のように取り組みます。

○ゴミの不法投棄

不法投棄の多い場所での重点的な日常巡視や、制札板等による防止策を図ると共に、ゴミが捨てられにくい清潔な緑地管理に努めます。不法投棄を発見した場合は警察・市に通報し、所定の手続きの上、更なる不法投棄を招かないよう、速やかに処分します。

○ペットのマナー

制札板や園内放送、声掛けなどによりラブラルの回避に努めるほか、「飼い主マナー教室」を開催してマナーの啓発に努めています。

○利用トラブル

利用上のトラブルが発生した場合、公平な立場で当事者から話を聞き、また周囲からの情報収集も迅速に行います。指定管理者では対応しきれないトラブルについては、警察と連携して対応します。

○夜間の不法、迷惑行為

夜間の不法・迷惑行為や犯罪の温床となりやすい「青少年のたまり場」などの制止や、防犯を目的とした夜間パトロールを、「オアシスの会」と協働で行っています。

○青少年によるイタズラやゴミの散乱

専門家や地域との協働により、青少年を対象とした環境学習会やイベント、ボランティア活動などを企画し、公園に対する愛着を持ってもらうことでマナーの向上につなげます。

○その他各種の禁止行為や迷惑行為

当団体による日常巡視と、地域及び学校関係者や各種関係機関との合同パトロールにより、施設の使用状況を把握、確認をし、禁止行為や危険・迷惑行為の早期発見に努め、発見した際には直ちに行為を制止するとともに、指導を行います。

4 個人情報保護について

●個人情報保護の基本方針

個人情報の保護及び管理にあたっては「個人情報の保護に関する法律」、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に準拠して、管理と情報セキュリティ体制を確立し、適正かつ確実な保護管理を行います。

●具体的な取組

個人情報の保護に関する規程に基づき、さらに分かりやすく解説を加えた当団体独自の「個人情報保護マニュアル」を公園管理事務所に常備し、マニュアルに準じた対応を図ります。公園管理業務に携わる職員全員に個人情報の取り扱いに対する心構えをしっかりと認識させるため、新規雇用時及び年に1回通常研修にて繰り返し教育を行っています。研修を受けた職員は「個人情報保護誓約書」にサインをして横浜市へ提出することにより、個人情報の取り扱いがいかに関係事項であるかを認識してもらいます。「個人情報管理責任者」には施設長を選任してセキュリティに関する監督・指導を行う他、定期的に内部監査を実施し、必要に応じて是正措置を講じます。

当団体がイベント開催などで申込者から個人情報を収集する際は、氏名や電話番号等必要最低限とし、イベントに関する連絡など、収集した目的以外での使用は禁止としています。集められた個人情報が記載された書類は鍵付の書庫にて保管をすると共に、受付などにて使用の際にも第三者の目に触れないようカバーつきのバインダーを使用するといった配慮を徹底します。

有料施設の減免申請書など、個人情報が記載された書類をファックス送信する際は、個人情報者本人の承諾を得た上で、ファックス番号をダブルチェックして送信しています。同様に書類の郵送時なども、送付先のダブルチェックを実施しています。

また、スポーツスクール等に関しても、個人情報の保護対応を徹底するよう、協定書の締結を行います。

5 障がい者差別解消について

障がいのある方が公園を利用する際には、一般の利用者とは違った視点からの要望が寄せられることがあり、その内容に応じた対応が必要となります。当団体は上記のような場合に、要望内容やそれに対してどのような解決手段があるのか確認検討し、下記のような合理的配慮を提供できるように取り組みます。

- ・常時受付窓口で筆記用具や紙を用意し筆談ができるようにする。
- ・車椅子などで来園時、車止めなどが通行の支障になる場合は、出入りの際に車止めの取り外しを行う。

また、他公園で発生した事案や対応方法については、当団体の公園管理本部を通じて共有し、同様の事案に対して速やかに対応できるようにします。また、障がいの種類や内容、過去の事案や今後起こり得る対応を取りまとめ、研修を行うことで、要望が来る前に職員自らが配慮できるように取り組みます。

6.運営目標

目標設定の視点	管理目標	目指す管理指数・数値	今後の取組 (改善計画)
業務運営1 (達成目標、運営業務の実施方針)	苦情要望の削減	速やかな対応を心がけ公平公正な対応を行うことで苦情要望の件数を月3件削減する	日頃から利用者とのコミュニケーションを図り、公園運営に反映させる
業務運営2 (利用者サービスの向上、利用者満足度や利用者数の増、利用しやすさ向上)	利用者満足度の向上を目指す	アンケートや意見・要望を精査し、改善することで、利用者満足度への向上につなげる	イベントなどで随時アンケートを取り、最新のニーズを把握する。
業務運営3 (人員配置、緊急対応計画、防犯防災、災害対応)	町内会夜間合同パトロールの実施	地域との情報交換の頻度を上げ、未然に事故や事件を防ぐ(月に一度の夜間パトロール、年に一度のオアシスの会)	引き続き継続し、防犯強化に努める
人材育成・研修実施効果など	・定期的な研修などを通じて職員のレベルアップを図る。	・新規雇用時に行う新規職員研修の他、月に1回行う定例会議時に接遇や施設点検等の研修を行う。	・研修資料の内容改訂や修正を行い、公園管理事務所に最新版を配布する
維持管理1 (施設の保守管理、補修計画)	日常点検の強化による不具合箇所の早期発見	日常の点検を強化し、早期に不具合箇所を発見することで修繕、補修費の削減	曜日ごとに点検項目を定めることで迅速に不具合の対応を行う
維持管理2 (清掃、園地維持管理)	植栽ゾーニングに配慮した園地維持管理	園路沿いを中心とした植栽管理の強化をし快適な園地を維持する	花壇等利用者目線に立って園地の維持管理を行う
収支 (修繕等、収入、支出)	収入の一部を利用者還元ができるように収入を増やし、支出の削減に努める	・物件費の削減、機械類の早期修繕による修繕費用の削減、また、増収の見込める自主事業の継続、考案を行う。	・他公園との資機材の一括購入・管理を行うほか、増収が見込める自主事業を引き続き実施する
経費削減や増収	ゴミの廃棄量を削減する取組を行う。	・植物性の廃棄物に関して、園内でのリサイクル活動を行う。	・剪定枝によるエコスタックの設置。間伐材を利用したクラフト教室

(事業計画書様式5)

提案事業実施計画一覧(無料自主事業含む)

事業名	内容(募集人数・一人当たりの参加費)	新規	実施時期	回数
落葉の堆肥化	落ち葉を堆肥にし、園内の花壇で利用する。		通年	-
剪定枝等の活用	竹の間伐材を利用した竹穂垣や、剪定枝を再利用したそだ垣を作成する。		通年	-
園路正常化計画	植栽帯の切れ目などに対して補植を行い、園路・緑地帯の正常な状態維持に努める。		通年	-
良いとこマップ制作更新	利用者から見た、公園の良いところや好きなところを独自に調査し「良いとこマップ」にして紹介する。		上半期	-
お散歩ジョギング距離表示	園路などに距離表示をし、距離を測る目安となるようにする。		通年	-
注意喚起板の作成更新	園内の自転車走行や留置きの禁止など注意喚起板を作成し、各所入口に設置し利用者の方へ周知する。		通年	-
公園のステキ化	公園の利用者に喜んでもらえるようハロウィンやクリスマスなど、季節感ある装飾を行い、公園の「ステキ化」に努める。		通年	-
樹名板の設置	樹木に樹名板を取り付け「この樹はなんという名前だろう」という疑問に答える。		通年	-
ハザードマップ作成更新	災害時、土砂の流出など、事前に危険が予測される箇所を公園利用者の方に周知する。		通年	-
公園モニター	一般の方にも日常巡視に参加していただき利用者目線での意見をいただく。	○	通年	-
公園マナー啓発ポスターの設置	犬フンやゴミの持ち帰りについての注意喚起看板を今宿南小学校の皆さんに書いて頂き、園内に掲示する。		通年	-
公園マナー啓発放送の実施	園内放送で流れているアナウンスを、今宿南小学校や公園に遊びに来た子供たちに協力頂き、録音し放送する。		通年	-
合同パトロール	地域自治体などと連携し、合同でパトロールを行う。時間や頻度は地域自治会と調整する。		月1	12
アンケートや意見箱設置	イベント時にアンケートや公園全体の総合アンケートをとり、利用者ニーズの把握に努める。		通年	-
こども110番の家への指定	今宿南小学校からこども110番の家に指定。		通年	-
AED講習	消防署などに協力要請をし、AEDの使用や心肺蘇生法の指導をしてもらう。		上半期	1
ご年配の方の活動支援	地域のグランドゴルフチームなどの活動を受け入れることで、定期的な運動やコミュニケーションを取る機会をつくる。		通年	-
緑のカーテン設置	建物への日差しを遮ることで、蓄熱を抑えるほか、できるだけエアコンの使用も控え、ヒートアイランド対策や地球温暖化対策に貢献する。		5月頃	1
ペットボトルキャップ回収	ペットボトルのキャップを回収する、「エコキャップ」活動を行う。自動販売機業者と連携し、リサイクルに努める。		通年	-
体力測定イベント	握力計や背筋計などを使い、体力測定サービスを行う。自身の現状を把握し、体力の保持・増進の目安となるようにする。		10月頃	1
大会会場としての場の提供	指定管理者連絡会で行っているソフトボール大会の会場として施設の提供。		10月頃	1
地域のイベントへの提供	地域の防災訓練や運動会など、場所の提供や施設の貸出を行う。		10月頃	1
七夕祭り	短冊に願事を書いてもらい、竹に飾り付け、園内に展示。(100人)		7月	1
昔遊び	レストハウスに紙飛行機や竹ぼつくりを常備し、昔遊びを提供する。(計10人)		通年	-
オアシスの会	当団体が設立した地域との連携、住民参加の場。参加各団体の近況報告や連絡など情報の共有を行う。		上半期	1
野鳥観察会	講師と一緒に、身近に見られる野鳥を観察する。(10人)		冬	1
小学校と連携した花壇管理	園内花壇の植え付けを今宿南小学校の生徒と行き、その後の花壇管理も一緒に行う。		夏・冬	2
自然観察会	自然観察指導員の資格を取得した職員が解説をしながら、園内で見られる野草や樹木を観察する。(10人)		春・秋	2
昆虫観察会	園内に生息する昆虫をトラップで捕獲・観察したり、セミの抜け殻標本を実際に見ながらセミの種類を当てる勉強会。(10人)		8月頃	1
用品の貸出	バスケットボールや空気入れ、レジャーシートなどを貸出し、サービス向上に努める。		通年	-
オリジナルキャラクターの活用	各種広報ツールに公式キャラクター「きりかぶ君」を活用し、利用者の目にとまりやすく、親しみやすいシンボルとなるよう展開する。		通年	-
SNSでの情報発信	公園の情報発信として、ブログを活用する。		通年	-
機関紙の発行	当団体独自の機関紙「オアシス新聞」を発行し、季節ごとに様々なテーマを取り上げる。		年4	4

提案事業実施計画一覧(有料自主事業含む)

事業名	内容(募集人数・一人当たりの参加費)	新規	実施時期	回数	自主事業予算額	
					総経費	収入
各種スポーツ教室	子供から大人まで、レベルに応じたテニス教室を開催します。(423枠・@2200円 最大)		通年	423	50,000	930,600
こどもの日イベント	こいのぼりの展示及び色塗り体験などを行いこどもの日を祝う。(10人・@500円)		4月～5月	1	5,000	5,000
クラフト教室	園内の樹木や木の実などの資源を活用し、クラフト教室を開催。(10人・@500円)		下半期	3	5,000	5,000
タケノコ販売	間引きをするタケノコを販売し、多くの方に旬の味覚のおすそ分けをする。(20人・@500円)	○	3月～4月	1	5,000	10,000
施設の利用時間、期間の拡大	野球場の冬季早期開放利用を行い利便性向上、冬季スポーツの活性化に努める。(12枠・@2600 最大)		冬季	4	20,000	31,200

(事業計画書様式6)

業務の第三者委託一覧

業務	業務内容	委託会社	年回数	実施月	契約方式
植栽管理	草刈・高木剪定等植栽管理	(株)緑とコミュニティー	随時	随時	随意契約
夜間警備	夜間の緊急時対応(職員常駐時間外)	京浜警備保障(株)	通年	通年	随意契約
管理棟機械警備	機械警備作動時対応他	京浜警備保障(株)	通年	通年	随意契約
AED設置	AED設置及び消耗品交換	京浜警備保障(株)	通年	通年	随意契約
自家用電気工作物の保安管理	電気設備の点検	(一財)関東電気保安協会	12	通年	随意契約
遊具精密点検	遊具の精密点検の実施	エフエムサポート	1	3月	随意契約
放送設備点検	放送設備点検の実施	(株)エムテック・メディア・ジャパン	1	随時	随意契約

(事業計画書様式7)
収支予算書(指定管理料のみ)

(単位:千円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額(D)	差引 (C-D)	説明
収入の部						
指定管理料	33,445					
利用料金収入	15,500					
自主事業収入	1,324					
雑入						
その他雑入						
収入合計	50,269					

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額(D)	差引 (C-D)	説明
支出の部						
人件費	36,980					
給与・賃金	36,493					
社会保険料						
通勤手当	487					
健康診断費						
勤労者福祉共済掛金						
退職給付引当金繰入額						
事務費	2,005					
旅費						
消耗品費	50					
会議賄い費						
印刷製本費						
使用料及び賃借料	341					
(横浜市への支払い分)	121					
(その他)	220					
備品購入費						
図書購入費						
施設責任賠償保険	46					
職員等研修費						
振込手数料	5					
リース料	1,563					
手数料						
地域協力費						
自主事業費	300					
管理費総合計	39,285					
光熱水費合計	5,526					
光熱水費(電気)	4,941					
光熱水費(ガス)	12					
光熱水費(水道)	315					
光熱水費(下水道)	258					
清掃費	659					
修繕費	1,000					
機械警備費	151					機械警備委託 151
施設保全費	1,200					
空調衛生設備保守						
消防設備保守						
電気設備保守						
害虫駆除清掃保守						
その他保全費・園地管理費	1,200					植栽管理等委託 1,200
共益費(合築等の場合)						
公租公課						
公租公課(事業所税)						
公租公課(消費税)						
公租公課(印紙税)						
その他公租公課						
事務経費						
事務経費(本部分)						
事務経費(当該施設分)						
その他経費(当該公園分)	2,350					通信費、交際費ほか
支出合計	50,171					
差引	98					

(参考) 指定管理料外の経費

設置管理許可収入合計	7,830					駐車場収入、自動販売機収入
設置管理許可支出合計	8,820					駐車場支出、自動販売機支出
差引	-990					